

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方および資本構成、企業属性その他の基本情報は以下のとおりです。
当社は法令を遵守し株主をはじめとする利害関係者の方々に対して、透明性の高い経営を目指し、変化の激しい経営環境に対処すべく迅速な意志決定と業務執行を行うよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則に則り実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社 学友社	256,797	37.02
西村 秋	46,016	6.63
西村 道子	38,991	5.62
資産管理サービス信託銀行株式会社	36,000	5.19
株式会社鹿児島銀行	31,041	4.47
株式会社南日本銀行	21,400	3.08
昂取引先持株会	17,166	2.47
昂社員持株会	10,923	1.57
佐藤兼義	10,100	1.45
三菱UFJ信託銀行株式会社	9,000	1.29

支配株主(親会社を除く)の有無	有限会社 学友社
-----------------	----------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	2 月
-----	-----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、平成28年5月に監査等委員会設置会社に移行いたしました。

監査等委員3名(全員が社外取締役)による監査等委員会による監視のもと、取締役会における経営の基本方針ならびに重要事項の決定及び業務執行状況を監査、監督しております。

当社と支配株主との間には現在取引はございませんが、今後取引が発生する場合には取引内容及び条件等の妥当性について取締役会において厳正に審議の上、一般取引と同様に適切な条件であることを前提として決定し、少数株主の保護に努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮川秀樹	公認会計士											
末永 隆	他の会社の出身者											
柴垣悦朗	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮川秀樹	○	○	同氏は公認会計士として企業会計の実務に長年携わっており、幅広く豊富な知識と見識で適切な助言と提言をいただくため選任しております。 また同氏は「有価証券上場規程に関する取扱い要領」に定める独立性の判断基準に該当せず、その独立性は確保されていると判断し、独立役員に指定しております。	同氏は公認会計士として企業会計の実務に長年携わられ、幅広く豊富な知識と見識で適切な助言と提言をいただくことから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしております。

未永 隆	○	当社は、同氏が2011年6月まで業務執行者であった株式会社鹿児島銀行と資金借入の取引があります。同行に対する借入依存度は過半となっております(平成30年2月末現在有利子負債残高の約59.0%)、当社は複数の金融機関と取引をしており、当社の経営に重大な影響を与えるものではありません。	同氏は銀行系シンクタンクにおいて直接企業経営に関与しており、さらに銀行実務に長年携われ、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしております。
柴垣悦朗	○	当社は、同氏が2008年6月まで経営者として業務執行を行っていた株式会社鹿児島銀行との間に資金借入の取引があります。同行に対する借入依存度は過半となっております(平成30年2月末現在有利子負債残高の約59.0%)、当社は複数の金融機関と取引をしており、当社の経営に重大な影響を与えるものではありません。	同氏は金融機関および銀行系人材管理会社において直接企業経営に関与され、さらに経営者として銀行実務に携わられた経験から、監査等委員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

当社は経営の意思決定機関である取締役会において、監査等委員会設置会社の体制を採用することにより、全員が社外取締役で構成される監査等委員会、取締役会の外部からの業務執行の適法性、妥当性の監視及び監査等を担うことで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を強化できると考えております。

また監査等委員の求めにより、監査等委員の職務を補助すべき使用人の任命を受けた使用人は監査等委員以外からの指揮命令は受けないこととし、当該使用人の異動および人事考課は監査等委員が行い、人事異動は監査等委員と取締役が協議することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査室1名は監査計画をあらかじめ社長に提出し、承認を受け、定期的に各部署及び教室の業務監査を実施し、監査結果を報告しております。

また法令及び社内規程等の制定・改訂にあわせて、監査項目の見直し、拡充を行い、内部牽制の実効性の確保に努めております。

監査等委員会監査につきましては、社外取締役で構成される監査等委員会で決定される監査計画に基づき実施しております。

常勤の監査等委員である社外取締役1名および社外の監査等委員である取締役2名による取締役の職務執行状況を監督しております。

社外の監査等委員1名は公認会計士・税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

また、監査等委員会は会計監査人から監査計画及び監査結果の報告を受けるとともに質疑応答・意見交換など定期的な打ち合わせを行い、相互連携を図っております。さらに、内部監査室および内部統制室と定期的な打ち合わせを含め、必要に応じ随時情報交換を行うことで相互の連携を図りながら各種監査を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

平成17年5月31日を行使期限とするストックオプションを実施していましたが、期限満了後にあらたなインセンティブ付与は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成28年5月25日開催の定時株主総会で定められた報酬額限度内において報酬額を決定しております。

報酬限度額

取締役(監査等委員を除く) 100百万円

監査等委員である取締役 20百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で定められた報酬限度額内において、各役員の職務の内容、職位及び業績・経営状況等を考慮して報酬額を決定しております。
なお、役員退職慰労金制度は平成18年5月に廃止しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の職務をサポートする専任部署はございませんが、情報伝達については管理部および人事総務部がその任を担っております。
また定期的に開催される監査等委員会において社外取締役は情報の共有化を図るとともに、内部監査室は内部監査に基づく監査報告を監査等委員会に報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- ・当社は監査等委員会設置会社であり、取締役7名のうち、監査等委員である取締役は3名です。
監査等委員は、非業務執行の社外取締役として、独立性をもって職務を執行し、取締役会の監査、監督を行っております。
- ・毎月1回の定例取締役会の他、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営における重要事項の決定と報告を行っております。監査等委員は、取締役会及びその他の社内会議に出席するとともに、各部署を監査し、取締役の職務執行状況を監査できる体制をとっております。また、定例の監査等委員会および臨時に監査等委員会を開催し、情報共有に努めております。なお社外取締役3名のうち1名を独立役員として指定しております。
- ・内部監査室は社長直轄の部署としてその任にあたり、各部署、各教室の業務が法令・定款・社内規程・マニュアル等に従い、適正に運用されているかを調査し、会社財産の保全と経営効率の向上、また、生徒の安全に資することを目的として業務を遂行しております。
教室監査は、現金・現金等価物の管理、入出金手続き、生徒情報管理、教材管理等のチェック項目を設け、監査計画に沿って進めております。
- ・内部監査室は監査等委員会と相互の連携を行い、監査結果の情報共有、共同での監査を実施しております。
監査法人からは年に4回のレビュー報告・監査報告の際に意見交換を行っており、定期的に財務報告に係る内部統制の助言・指導も受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社はコンプライアンスの徹底、リスク管理等を含めた内部統制システムの強化及び社外取締役の経営参画によるプロセスの透明性及び効率性向上を目的として、監査等委員会設置会社というガバナンス体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の発送日の10日前より、当社ホームページおよびディスクロージャーサイト等で閲覧いただけるようにしております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主様に出席いただけるよう、集中日を避けて開催日を決定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、決算短信・有価証券報告書・株主レポート・決算説明資料およびその他開示資料を適時掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRの専担部署はありませんが、IR担当役員として取締役管理本部長がその任を負い、人事総務部がその業務を担当し、IR担当課長を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株式会社 昴「企業行動憲章」により、生徒、保護者をはじめとしたステークホルダーに対する考え方や行動基準を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全、消費電力抑制策として、クール・ビズを5月から10月末まで実施しております。また、昴旗鹿児島県少年剣道大会や南日本ジュニア美術展を通じ、子供たちのスポーツ、文化・芸術活動を支援しております。 そのほか、様々な世界で活躍される文化人による文化講演会、さらには鹿児島を拠点に都市対抗野球出場を目指す「鹿児島ドリームウェーブ」、Jリーグ1入りを目指す「鹿児島ユナイテッドFC」の支援を通じて、地域活性化にも取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
コンプライアンス体制に係る規程を定め、取締役、使用人に法令、定款および社会規範の遵守を徹底するためのコンプライアンス委員会を内部監査室において設置し、社内における強固なコンプライアンス体制を構築し、継続してその質の向上を推進する。
内部監査室長は、各部門の業務執行、コンプライアンスの状況について監査を実施し、コンプライアンス委員会においてその結果を報告する。また、法令違反などの疑義が生ずる行為などについての内部報告体制として、内部通報制度を整備する。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報は、「文書取扱規程」をはじめとする社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理し、必要に応じて運用状況を検証のうえ、適宜規定などの見直しを行う。
なお、取締役はこれらの文書などを常時閲覧可能とする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理に係る規程を制定し、各部門の担当業務に付随するリスクに関して、当該部門において情報を共有し、ガイドライン、マニュアルを整備したうえで、全社横断的にリスク情報を監視する。
代表取締役社長は、経営に重大な影響を及ぼすリスクとして判断したときは、内部監査室を中心とした危機管理チームを組織し、迅速かつ組織的対応を行い、損失を最小限に抑える体制を整える。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
定例取締役会を月1回開催し、重要事項の決定、経営方針書に基づく経営状況の管理および取締役の業務執行状況の監督を行う。
業務執行においては、取締役会規程に定める付議事項について、精査された資料を準備し、取締役会に付議する。
通常業務の遂行については、職務分掌規程、職務権限規程などに基づき、可能な範囲において業務上の権限を委譲し、各範疇に係る責任者が業務を遂行する。
5. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員の求めにより、職務を補助する使用人として適切な人材を配置し、監査業務に必要な指揮命令を受ける。
6. 監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査等委員の求めにより、監査等委員の職務を補助すべき使用人の任命を受けた使用人は監査等委員以外からの指揮命令は受けない。当該使用人の異動および人事考課は監査等委員が行い、人事異動は監査等委員と取締役が協議する。
7. 取締役および使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
取締役および使用人は、監査等委員に対して、コンプライアンスに関する事項に加え、重大な影響を及ぼすリスクに関する事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を通じた報告の状況およびその内容、その他の監査等委員が職務遂行上、必要があると判断した事項について、誠実に速やかに報告を行う。
8. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は必要に応じ取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、必要な報告、勧告を行う。
また、代表取締役社長と定期的に相互の意見交換を実施する。
9. 反社会的勢力排除に向けた体制
当社は、「企業行動憲章」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを定め、不当要求等に対しては、顧問弁護士、警察等の外部機関と連携し、組織的な対応を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「企業行動憲章」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを定め、不当要求等に対しては、顧問弁護士、警察等の外部機関と連携し、組織的な対応を行う。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、会社の財産および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を特に定めておりません。
一方で、株式の大量取得行為のうち、当社の企業価値および株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えております。
今後の法制度や社会動向を見極めながら検討を行ってまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

